

シリーズ：子どもの権利 No.31 4つの権利～すべての子どもに保障されている権利～

泉南市子どもの権利に関する条例は国連の「子どもの権利条約」に基づいています。権利条約は、世界中の子どもたちすべてが持っている権利について定めていますが、大きく分けると4つの権利になります。

5月の子ども会議では、子どもが大きくなるまでに必要なもの・ことについて考えましたが、6月の会議では、子どもたちが考えたひとつひとつのことが、とても大切にされる4つの権利であることを学びました。

○生きる権利

子どもは、食べて、服をきて、お風呂に入って、信頼できるおとなのもとで、安心して寝ます。病気やけがをしたら、治してもらうことができます。これは、生きていくうえでとても大切

なことです。このことを「生きる権利」といいます。

○育つ権利

子どもは、遊んだり、勉強をしたり、好きな事に打ち込んだりします。人間として大切にされ、自分らしく育ちます。このことを「育つ権利」といいます。

○守られる権利

子どもは、虐待を受けたり、不正に働かされたりしません。心や体に障がいがあっても、個性や誇りが傷つけられてはなりません。仲間としてともに生きていくことができます。これを「守られる権利」といいます。

○参加する権利

子どもは、自分に関係のあることについて、自分の意見を言ったり、聞いてもらったりすることができます。グループを作ったり、社会の活動に参加したりすることができます。これを「参加する権利」といいます。

学習した子ども委員のひとり、「子どもの権利がたくさんあって、びっくりしました。なので子どもに思いつきり学んで楽しむことが大切だと思いました。」と感想を述べていました。



【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）